

最近における利子・配当課税問題について

和田 八 東

- 一 利子・配当課税問題の推移
- 二 グリーン・カード制とその問題点
- 三 少額貯蓄非課税制度をめぐる問題

一 利子・配当課税問題の推移

昭和五〇年代における、租税特別措置をめぐる問題では、利子・配当課税が最大の焦点であったといつてよからう。利子・配当課税の取扱いについては、すでに、早くからとり上げられており、早急な見直しが求められていたものである。たとえば、昭和四五年の税制調査会答申においても、「利子所得の分離課税の措置は、累進税の機能を減殺し、所得税負担の公平をそこなうという見地から批判の多い制度である」とされ、⁽¹⁾「総合課税の本則に復帰することを基本方向とする」べきことが確認されていた。⁽²⁾

利子・配当所得に対する課税方式は所得税法（本則）においては、源泉徴収率二〇%ののち総合課税されるものと

最近における利子・配当課税問題について

第1表 利子配当等の課税制度の概要

区分	利子所得	配当		証券投資
		株式の配当	証券所得	
範囲	預貯金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息、公社債投資信託以外の配当		
本則	課税	法 総合課税	総合課税	総合課税
	源泉徴収税率	20%	20%	20%
特別	配当	除	10%（課税総所得金額1,000万円超の場合5%）、ただし証券投資信託の収益の分配は5%（2.5%）	
	適用対象	定期預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等	発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で、1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	証券投資信託の収益の分配
	選択方法	法 源泉分離課税選択申告書の提出	源泉分離課税選択申告書の提出	源泉分離課税選択申告書の提出
例	選択税率	35%	35%	35%
	配当	除	適用なし	適用なし
	適用対象	普通預金、通知預金の利子等要求預金の利子	1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	
特別	配当	除	適用なし	
	適用対象	少額貯蓄非課税制度 少額貯蓄の非課税限度 少額貯蓄の非課税限度 少額貯蓄の非課税限度 少額貯蓄の非課税限度	一定の要件に該当するもの少額対象	一定の要件に該当するもの少額対象
	税率	20%	20%	20%

第2表 割引債の課税方式

区 分		割引債の償還差益
範 囲		割引の方法により発行される公債の償還差益
本 則	課 税 方 法	総合課税
	源 泉 徴 収 税 率	—
特 例	分 離 課 税	割引の方法により発行される次の公社債の償還差益 ①国債（短期証券を除く） ②金融債 ③電信電話債券
	適 用 対 象	
	源 泉 徴 収 税 率	（発行時源泉徴収） 16%
	（参 考）	昭61.12.31までに発行される割引債の償還差益について適用

最近における利子・配当課税問題について

第3表 住民税における利子・配当等に対する課税方式

区 分	所 得 税	住 民 税	
利 子	総 合 課 税	総 合 課 税	
	源 泉 分 離 選 択 課 税	非 課 税	
	申 告 不 要	非 課 税	
配 当	総 合 課 税	総 合 課 税	
	源 泉 分 離	証 券 投 信	非 課 税
	選 択 課 税	株 式 等	総 合 課 税
	申 告 不 要		非 課 税
割引債の償還差益	源 泉 分 離 課 税	非 課 税	

なっている。しかし、租税特別措置によって、「源泉分離選択課税制度」の特例が認められており、その概要は、第一表に示すようになっていいる。すなわち、源泉徴収税率三五%で、分離課税を選択しうしものである。このほか、割引債に関する特例は、第二表のように源泉徴収率一六%の分離課税とされている。なお、これら利子・配当課税の取扱における、所得税と住民税との異同は第三表のようになっていいる。

利子・配当課税制度は、第四表に示すように、昭和四〇年以降についてみても、度々変更が行われており、全体的傾向としてはしだいに厳しい方向に向ってきていた。つまり、総合課税化への漸次的移行を含みながら、源泉徴収税率を高めていくという形がとられてきたといつてよい。とくに、この方向が明確に示されたのは、昭和五〇年度の税制改正であった。五〇年度には、利子・配当課税の特例に期限が到来したため(五〇年末)、これを延長するか、それとも特例を廃止するかで論議が交された。その結果、源泉徴収税率を二五%から三〇%に引上げたいで、特例措置を五年間延長することとなった。それは、「利子・配当についても総合課税を行うことが税制として望ましいものであることは今更言うまでもないが、利子・配当を完全に把握する体制の整備されなまま一挙に総合課税に移行すると新しい不公平を招く恐れがある」という理由からであったが、「そうした措置が整った場合には、五年の期間内においても総合課税に移行するものとす⁽³⁾」とされた⁽⁴⁾。さらに、昭和五二年度改正において、源泉徴収税率を三五%に引上げるといふ追加的改正が行われたのも、こうした方向をいっそう進める姿勢を示したものと見えよう。

そのご、昭和五二年度の税制調査会『中期答申』(『今後の税制のあり方についての答申』)で、「総合課税を実現するための方策について具体的・専門的な検討を推進する」方針が出され、その作業が進められた。

このように、総合課税化へ向って、急速に進み始めた理由としては、次のようなことがある。

まず第一に、利子・配当課税の是正が特別措置の合理化の中心であるという考え方が、税制調査会、あるいは大蔵省にとつては、長い間の基本姿勢であり、総合課税化が懸案であったということである。すでに、昭和三〇年代・四〇年代を通じても、この主張が税調答申でくり返されていたのであり、五〇年代になって、ようやく機が熟したということであつた。

第二には、こうした機が熟する客観的条件として、不公平税制是正への世論が強くなったということがある。それはとくに、「一般消費税」導入問題が大きな契機になっていた。「一般消費税」導入は、昭和五三年に提案されたが、反対する世論が強く出され、昭和五四年暮には「一般消費税によらない財政再建」が国会決議されることになる。この反対理由はいくつかあつたが、その一つに、「不公平税制の是正が前提である」とするものが、最も強く出されていた。不公平税制としては租税特別措置が代表的な存在であり、そのなかにあつては、利子・配当課税が最右翼とみなされていた。いわゆる医師課税（別稿で後述）と共に、「一般消費税」への地ならしという観点からいっても、この不公平税制の代表をとり上げざるをえなかつたものである。

第三の契機としては、五〇年代前半期における郵便貯金の急増があつた。この時期に郵便貯金は、預金総額も総預金にしめるシェアも共に増大したため、「官業の民業への圧迫」として、いわゆる「郵貯戦争」が惹き起こされた。⁽⁵⁾もともと、利子・配当課税の特例は、銀行等の民間金融機関によって支持されてきたものである。また、郵便貯金と並行して少額貯蓄非課税制度を拡大させてきたのも、民間金融機関の要求によるものであつた。ところが郵便貯金のシェアが拡大するにつれて、課税貯蓄が郵貯に逃避しているとして、郵貯を含めての貯蓄課税の見直しが主張されるようになった。現行の貯蓄課税制度が、必ずしも民間金融機関にとって有利ではなく、その見直しによって郵貯をも

封じ込めようという考えが強くなったといえよう。

このような背景をもって、総合課税化への具体的な検討が行われたが、そこで出された案としては、次のようなものがみられた。

まず第一は、「高率源泉徴収還付方式」と呼ばれたものである。これは、利子（配当）所得に対して高率（所得税の最高税率に近い率）で源泉徴収を行ったのち、確定申告によって精算・還付をするというものである。この方式の問題点は、精算・還付に対する税務執行面での複雑化と、少額非課税貯蓄制度の取扱いにあった。

次に、「緑の手帳」などとも呼ばれた手帳に、金融機関ごとの非課税貯蓄利用枠を記載し、厳格な限度管理を行うという案があった。これは、非課税貯蓄の管理に限られ、総合課税化とは直接結びつかないし、金融機関等の事務を複雑にするとの批判もあった。しかしこの発想は、のちのグリーン・カードにもつながっていくものである。

また、金融機関等での事務処理や、税務行政を改善して、架空名義預金の禁止や限度管理の厳格化を行うことで、総合課税化への移行が可能であるとの意見もあった。⁽⁶⁾

こうした論議や検討を経て、アメリカ、カナダ等で行われている納税者番号制度にならって「少額貯蓄利用者カード」あるいは「グリーン・カード」という名称で呼ばれる制度の導入をはかることになった。この点について、税制調査会答申は、次のようにのべている。⁽⁷⁾

「利子・配当所得の総合課税の実をあげるためには、利子・配当の真正な受取人の確認と膨大な支払調書の効率的な名寄せを的確に行うことが不可欠の課題である。」

「本人確認、名寄せに万全を期するには、基本的には、いわゆる納税者番号制度が最も有効な方策であると考えら

れる。しかし、納税者番号制度は、広く一般国民を対象とするものであるだけに、十分時間をかけて国民の納得を得ていく必要があるが、現時点においては、納税者番号制度を導入するために十分な環境整備が行われているとは言い難いように思われる。」

「当調査会は、このような現実を踏まえ、非課税貯蓄及び課税貯蓄の双方を通ずる本人確認及び名寄せのための現実的かつ有効な方策として、少額貯蓄等利用者カード（以下「グリーン・カード」と称する）制度を採用することが適当であると考ええる。」

これをうけて、政府も「昭和五九年一月一日から総合課税に移行するものとし、そのため少額貯蓄利用者カード制度を設ける」ことを閣議決定し（五五年一月二日）、いわゆる「グリーン・カード法」を国会に提出し、五五年三月末には同法が成立したのであった。

二 グリーン・カード制とその問題点

ここで、グリーン・カード制（以下カード制という）の概略をのべておくことにする。

(1)まず、郵便貯金、少額貯蓄の非課税制度を利用する者に対して、申請にもとづいてカードを交付することになる。この点、政府が一方的に付番する納税者番号制度との相違点とされた。

(2)次に、郵便貯金、少額貯蓄非課税制度を利用しようとする者は、預貯金を行うかどうかに関りなく、カードの交付を求めることができるものとされ、個人だけでなく法人にも交付されるものであった。つまり、このカードが、広く貯蓄課税の本人確認のための証票としても使用しうるように考えられていた。

(3) カードの交付を受けようとする者は、交付申請書に住民票の写し等（法人の場合は登記簿の抄本）を添付して、金融機関・証券会社の営業所、郵便局の窓口を通じて、あるいは直接に税務署に提出する。

(4) カードの申請書が提出されると、その者の氏名又は名称、及び交付番号などの記載したカードが直接本人に送付される。

カード制の概略はおよそ以上のようなものとされていたが、ここで一つの懸念としては、二重交付の問題があった。この点について国税当局は、コンピュータによるチェック・システムのほか、住民票異動の場合の修正システムにより対応するとしており、さらに、紛失の際の再交付についても二重発行を防止する方法をとるものとしていた。この制度の下では、少額貯蓄非課税制度を利用する場合に、カードによって限度額の確認を得ることとなる（カードの記載欄に記入）。また、郵便貯金についても、カードを提示するものとされた。さらに、課税貯蓄をする場合には、氏名（名称）と住所（カード交付番号）を告知することになっており、その際カードの交付を前提として考えられている。つまり、カード制は、少額貯蓄の利用証と同時に課税貯蓄の本人確認手段であるという性格をもつものとされたのであった。

これまでこのべてきたところからも明らかのように、カード制の導入は、利子・配当所得に対する総合課税化の必要からであった。総合課税に際して、本人の確認と預貯金額（ないし受取利子額）の把握のための手段であった。ところが、カード制の具体化につれて、それがもつばら少額貯蓄の管理手段へと変化していった。つまり、少額貯蓄に對しては、カードが不可欠であるが、課税貯蓄の場合は必ずしも必要とせず、住民票の提示などでもよいということになっている。

こうしたところから、カード制の実施が決定すると、その対象が少額貯蓄者となり、そもそもの出発点であった総合課税への役割りが消失するという奇妙な結果になってしまったのである。税の公平の立場から、高額貯蓄を総合課税化せよと主張した側でもあった少額貯蓄者にホコ先が向けられるということになった。カードに対する期待とイメージが、全く逆転したわけである。ここから、カード反対の意見が噴出するに至った。

カード制についての問題点としては、次のようなものがあげられた。⁽⁸⁾

(1) 個人の金融資産に関するプライバシーを侵害するおそれがある。

(2) グリーン・カード対策として不健全な資産の選択と運用を誘発する。

(3) 金融資産が分散される結果、総合課税の効果をあげえなくなる。

(4) 金融秩序や金融政策に多大の支障を来たすおそれがある。

ここでまず、プライバシーの問題があげられて、「個人の預貯金などの金融資産に関する重要な秘密が税務当局に把握される」ことを批判している。しかし、総合課税を実施し脱税を防止するためには、個人が「秘密」にしていることを税務当局が「把握」しなければならぬのであり、これを「プライバシー」として「秘密」にしていたのは、何の意味もないことになる。プライバシーの問題とは、納税者番号などが税務調査を逸脱して「国民総背番号」として悪用されることについていわれたのであり、グリーン・カード制はこうした点に一定の歯どめをもつものとして出されたのである。カード制がプライバシーを侵すとする意見は、問題をすりかえて、利子・配当所得や金融資産の隠匿を正当な権利とみなすものにはかならない。

次の「不健全な資産の選択と運用」については、それが「不健全」かどうかはとも角としても、資金運用の選択が

生ずることは事実である。それは主として、①非課税預金の限度をこえる資産、②元本秘匿の必要のある資産、であろう。具体的には、株式投資、金の購入、ゼロ・クーパーンの保有などである。この結果、金融資産の「分散」が生じたり、金融政策の不効率が生ずることにもなるのであろう。

しかし、こうした「分散」の最大の理由としては、金融資産やその所得に対する税制が全く不整合になっているという現状をあげるべきであろう。すなわち、割引債を含めた利子・配当所得の課税方式がさきにあげた第一表、第二表のように複雑であるうえ、有価証券売却益の非課税、生命保険満期保険金や外貨建て金融商品（ゼロ・クーパーンなど）などへの課税の多様性がみられる。すなわち、資産運用を「分散」させることによって、実質利回りを有利にし、かつ元本秘匿が可能な税制が前提として存在しているのである。

総合課税化といっても、このような税制を前提としてのものであるから、いくらでも「逃げ道」はあり、正直者だけが損をすることになりかねない。総合課税からの「逃げ道」として最も簡単なところは少額貯蓄非課税制度であるが、これをカード制で封鎖することによって、「逃げ道」を別のところを探さなければならなくなるが、さきの論者たちは、この点を批判するのである。つまり、カード制によって少額貯蓄への管理をあまり厳重にして、隠し預金などをあまり厳重に追求しては、かえって経済的にマイナスになる、というものである。

こうした議論の背後には、一般金融機関サイドからの郵貯への不信も根強くあったというべきであろう。さきにものべたように、カード制では、非課税少額貯蓄については「限度利用額」をカードに記載するのに対して、郵便貯金はカードの提示でよいことになっている。そして、一度カードを提示してその番号の記載をうければ（たとえば預金通帳などに記入するものとされた）、その後の預入については不要とされていた。つまり、一般民間金融機関には厳

格であるが、郵貯に対してはもっぱら郵政当局の自主性にゆだねるという形になっていた。このため、カード制によって少額貯蓄が減少して郵貯に流れるのではないかという不安と不信が強く出されたのである。しかも、カード制実施が決定する頃から、「マル優」の解約と郵貯の増加が顕著にみられたというのも事実であった。このような郵貯に対する不信感が、民間金融機関サイドからのカード制反対の声を強めたといえる。

もともと、カード制への発想においては、いわゆる「郵貯戦争」があり、郵貯封じ込めの手段としてカードが案出されたという面があったのにもかかわらず、カード制がかえって郵貯に有利に作用するという判断から、カード制をつぶしにかかるという、まことに奇妙な経過となったのであった。

かくて、カード制は、法律の成立（昭和五五年三月）直後から「見直し」「廃止」の動きが活発となり、五六年五月には自民党安倍政調会長が「見直し試論」を出すほか、自民党内に「グリーン・カード対策議員連盟」が結成されるなどの動きとなってあらわれた。この議員連盟は、五七年三月には議員立法による廃止の方向を固め、八月には、五年間延長を目的とする所得税法改正案を提出した。この改正案は廃案となったが、グリーン・カードの交付申請の時期を延期することが閣議決定（所得税法施行令の一部改正）された。さらに五八年三月には、租税特別措置法で実施を三年延長する法案が成立した。

この結果、カード制は昭和六一年一月一日から実施されることになったわけだが、それは延期とはいふものの、事実上は廃止されたものとみなされた。かくて、長年の懸案であった利子・配当課税の総合課税は、その実現を目前にして挫折し、不公平税制是正の課題もまぼろしと消えてしまったのであった。

以上のようなカード制の経過を、一覧表としてまとめておくと、第五表のようになる。ここでもあらわれているよ

第5表 グリーンカード制度の経緯

年 月 日	事 項
54. 12. 20	税制調査会、昭和58年度の税制改正に関する答申を提出
55. 1. 11	昭和55年度税制改正要綱を閣議決定
2. 5	所得税法の一部改正法案を国会に提出
3. 31	上記法案、参議院本会議において可決成立、公布
8. 20	金融11団体、グリーンカード制度に関する郵便貯金の取扱いについての要望を取りまとめる。
9. 26	グリーンカード制度の実施に伴う郵便貯金の本人確認及び限度管理に関する大蔵大臣、郵政大臣の合意
//	グリーンカードの交付手続に関する政省令を公布
12. 28	郵便貯金のグリーンカードによる名寄せ、限度管理についての大蔵・郵政両事務次官折衝による決定
56. 3. 31	租税特別措置法の一部改正法案、参議院本会議において可決成立、公布 (割引債の償還差益の総合課税への移行)
5. 12	自民党政務調査会、同党税制調査会に「グリーンカードの円滑な実施を期するための方策について」と題する項目の検討を要請
7～10	金融界、証券界等、グリーンカード制度に関する各種要望を提出
10. 22	自民党税制調査会「グリーンカード制度に関する方針」を決定
11. 5	グリーンカードの利用に関する細目、利子・配当の総合課税に関する事項を定める政省令を公布
57. 1	グリーンカード制度の見直し論が高まる。
4. 25	自民党三役、同党税制調査会長にグリーンカード制度再検討を要請
5. 12	自民党税制調査会、グリーンカード制度見直しについて検討開始
7. 50	自民党税制調査会、グリーンカード制度の5年延期を決定
8. 17	議員提案によるグリーンカード制度の5年延期法案を国会に提出
12. 25	上記法案、廃案となる。
12. 28	グリーンカードの交付申請時期を「別に政令で定める日」まで延期する所得税法施行令の一部改正政令を閣議決定、公布
58. 1. 13	税制調査会、グリーンカード制度の取扱いについて協議
1. 14	グリーンカード制度の3年延期を織り込んだ昭和58年度税制改正要綱を閣議決定
2. 4	グリーンカード制度の3年延期を織り込んだ租税特別措置法の一部改正法案を国会に提出
3. 31	上記法案、参議院本会議において可決成立、公布
59. 1. 18	税制調査会、昭和59年度の税制改正に関する答申を提出

最近における利子・配当課税問題について

九九

(備考) 『財政金融事情』57. 9.27号及び『木村経済レポート』59.9月号などによる。

うに、カード制に強く反対したのは、自民党議員と金融界であったといえる。自民党議員等は個人資産家の利害をうけてのものであり、とくに資産秘匿への不安が契機となつての反対であつた。また金融界は資産運用選択の多様化による預金の減少への懸念、さらには郵便貯金への不信と反発によるものであつた。

他方、カード制（したがって総合課税化）を推進してきた大蔵省・政府税制調査会は、その実施への意志を強く維持したものの、政治サイドからの反対には抗しがたく、ついに「初志」を棄てざるをえなくなつた。政府税制調査会は、昭和五八年の『中期答申』において、「利子・配当所得についても、本来総合課税の対象とすることが望ましいとの考え方を、従来から維持してきた」といい、「このような考え方に立って、昭和五五年度の税制改正において、グリーン・カード制を採用し、これを踏まえて完全な総合課税が打ち出された」ことを自ら評価している。そしてこれが「その後諸般の事情から延期されることになつた」ことをいかにも残念な感じでのべている。しかし、「流れ」の変化には抗しがたく、結局、「完全な総合課税を志向することが、實際上、最も適切な結果をもたらすものであるかどうか」⁽¹¹⁾と立場の変化を表明し、それにもかかわらず、「その場合においても、所得税における負担の公平のための基本的な原則である総合課税の考え方から全く離れた課税方法をとることは適當でない」と、なお従来⁽¹²⁾の立場に執着するかのよう⁽¹³⁾な、アイマイな態度を示している。そして、最後には、「今後の利子・配当課税のあり方としては、総合課税を原則とし、一部に源泉分離課税制度を残す現行の枠組みを維持しつつ、総合課税の税率との関連における分離課税の税率水準のあり方等を含め、制度の合理化を図っていくのが適當である」という結論を支持するのである。これは結局、総合課税の放棄と現状維持をいつているのにはかならない。

このようにして、総合課税化を「再検討」するに至つた理由として、『中期答申』では次のような問題点を指摘し

ている。つまり、これまででは、もっぱら「負担公平」の見地から総合課税化を進めて来たが、グリーン・カード制延期以降では、「その他各般の見地から幅広く検討を加える必要がある」として出されてきたのが、これらの問題点であった。

(1) 利子・配当課税の貯蓄・投資等に与える影響。

(2) 利子・配当所得の性格ないし担税力。

(3) 貯蓄者、金融機関及び税務当局にとって事務的負担や費用に対する効果との関連。

まず、貯蓄・投資への影響の問題は、従前から論議されてきたところであるが、『中期答申』（昭和五八年）でも「利子・配当課税の方式と総体としての貯蓄等の水準の間に、実証的に明確な相関関係を見出すことは困難である」とされているように、直接の関係がないというのが定説になっている。しかし、この問題をめぐっては、わが国の貯蓄率が高いので貯蓄優遇税制は不要であるとする意見と、貯蓄率が投資水準したがって成長率を決定するので、将来の経済成長のためにも高い貯蓄率の維持が必要であり、高齢化社会のためにも高い貯蓄率が望ましいとする考え方とが出されている。貯蓄率を決定するのはもっぱら可処分所得であるとする、従来からの定説によると、貯蓄率の高低をどう判断しても、それと税制とは無関係であり、改めて論議する余地はないといわねばならない。ただ、税制と金融資産の選択とは、かなりの関係があると認められているが、これも、今後の金利自由化の下では、税制以外の要素も作用することになり、税制の作用は相対的に低下するものといえよう。

最近、とくに論点となってきたのは、第二の問題である。従来、利子・配当所得については、いわゆる「不労所得」であり、他の所得に比較して担税力が大きいとされており、それだけに、優遇税制の不公平性が大きいとされ

第6表 利子所得課税への仮設例
(単位 万円)

	一年目		二年目	
A	収入	100	110	
	税引後所得	50	55	
B	収入	200	0	
	税引後所得	100	(55)※	
	支出額	50	52.5	

(備考) 1. 利子率10%, 税率50%
2. ※は貯蓄額50+利子5である。

ため五二・五万円となる。つまり、利子所得に課税されるため、税引後所得に差が生ずるとされる(第六表)。したがって、Aは二年間の可処分所得(支出)が一〇五万円であるのに対し、Bは一〇二・五万円となり、それだけ税負担が大きい結果になっている。

しかし、この例でいえることは、利子所得に対して二重に課税があったのではなく、元本への課税の課税の時期によって可処分所得の差が生じているというべきである。Bは収入額の二分の一を貯蓄するのであるが、設例のように一年目で全額課税せずに、貯蓄した分については二年目(支出)時に課税するとすれば、Aとの差は生じないわけである。

てきた。これに対して、最近では利子所得の「二重課税」がいわれるようになってきた。すなわち、利子所得は、その元本に課税されており、利子課税が二重になるというものである。この意見に対しては、元本としての所得と利子所得とは全く別の所得であるのとみるのが通説である。しかし、所得を一年限りでなく、長期(二年以上)の期間でとらえると通説ではとらえられないとみるのである。たとえば、A・B二人の納税者がいる場合、Aは一年目一〇〇万円、二年目一〇〇万円の所得があり、Bは一年目二〇〇万円のうち一〇〇万円を貯蓄して二年目に一一〇万円を支出することになっている場合(利子率一〇%)、各所得に五〇%課税があるとすると、Aは税引後所得(支出)は一年目五〇万円、二年目五五万円であるのに対して、Bは一年目五〇万円であるが二年目には利子所得に課税される

このことは、長期間における税負担の公平は、とくに、異なる形態の所得間においては、所得税よりも支出税によって実現しうることを示している。野口悠紀雄氏は、利子所得を非課税にすべきことと共に、支出税でも同様の結果になるものと説明している。⁽¹³⁾ ケイとキングもこの点から支出税 (Expenditure Tax) を提案している。⁽¹⁴⁾ 同様の主張は貝塚啓明氏によっても行われている。

貝塚氏は「現行の所得税は、資産の蓄積の形態如何によって結果的には税率が異なっているのであって、この点では水平的公平が損なわれている。しかも問題は、このような差異を所得税制において改善しうる余地が限られているという点にある」⁽¹⁵⁾ として、所得税への不信と支出税への支持を表明している。⁽¹⁶⁾

いずれにしても、①資産所得への課税の公平は所得税では期しがたい、②資産所得への所得課税は結果的に不公平になることを主張するものである。この立場からの税制としては支出税が望ましいことになるが、所得税制を維持するとすれば、利子所得への課税を行わないか (野口氏)、「比例税率型の所得税」 (貝塚氏) が改善の策であるという。また、所得税において、資産所得課税を厳格にする試みは、かえって不公平を拡大する結果になるという見方も示されている。したがって、利子所得の総合課税化には否定的な立場となる。

ただし、従来利子所得の担税力を大きくみる立場からいえば、水平的公平の実現よりも、利子所得への相対的、重視が含意されていたといえよう。たとえばさきの設例 (第六表) でいえば、Aが勤労所得であって、生活必需的な支出であるのに対して、Bの場合は貯蓄が可能な余裕をもっており、その貯蓄からの利子所得は勤労所得よりも担税力がある場合が多いともいえる。もともと、貯蓄による老後の生活設計や年金生活の場合と、高額資産所有者とではこの評価に相違が生ずるであろう。利子所得がすべて担税力が大きいと結論づけられないが、逆に水平的公平の見地から

担税力の差を認めない見方にも問題があろう。

利子所得課税への問題としては、「インフレによる元本の目減り」を配慮する立場から、課税上の優遇が必要であるという意見もある。一般にインフレの下では資産の再評価が行われるのであるが、預金については不可能である。したがって、他の資産と異なつて、預金元本に対して特別な配慮を行うことに根拠がないわけではない。しかし、その配慮を、利子課税への優遇策で行うべきかどうかには疑問がある。

さて、第三点としてあげられた、事務量と効果との問題は、一般論としては、つねに考慮されるべきことではあるが、具体的な事例においては必ずしも明確な評価の出にくいところである。カード制においては、カードの発行、限度額の記入、預金者の再確認などは金融機関の負担となる。預金限度が券面に記入され税務署に通知されて、当局が枠管理を行う。当局の枠管理は、コンピュータ・センターの新設で行われることが予定され、そのための所要経費（有所得者、二八〇〇万件とした場合）は、開発費用二〇〇二五億円、運転費用一五〇〇二五〇〇（初年度は三五〇〇）億円と試算されていた。⁽¹⁷⁾

問題は、実務の多くが金融機関の窓口にゆだねられること、本人確認などの管理責任が求められること、源泉徴収義務者として強制調査の対象となること、などの点で、かなりの負担が金融機関側に生ずることであった。しかも、郵便局については、カードの発行などの事務が比較的少く、源泉徴収義務もないという立場もあるなど、両者にアンバランスがみられることも問題視された。とくに、贈与を伴う預金（家族名義への切りかえ等）は、民間金融機関でカードを取得して、預金は郵便局で行うことで税当局と郵便貯金との連結を断つことも可能である。こうしたことから、事務の複雑さよりも、郵便局と比較しての民間金融機関の不利性がとり上げられ、これが、カード制の「煩雑」

さとしていわれたとみられる。

以上のような問題は、すべてカード制、したがって総合課税への否定につながっていったのである。総合課税にあたっては、税の原則だけでなく、さまざまな要素がからみ、かなり困難な事情が存在することも明らかになったといえよう。こうした諸事情から、総合課税論者のなかにも、ある程度の変更もみられた。石弘光氏は、「私自身、税制改革の観点から利子所得の総合課税化、非課税枠の縮小を中心に、最も厳しい見直しの方向を打ち出してきた。そしてカード導入の熱心な支持者の一人でもあった。いまもこの主張は正しいと信じている」としながらも、「しかしながら、過去数年間の経験から、税制の議論のみを大上段に振りかざしても、わが国における利子課税の見直しの問題を解決しえないことを学んだ」とのべ、「数歩後退して」も、「可能と思われる範囲から小刻みに着手するほかあるまい」という現実的立場を語っている。

また、佐藤進氏は、必ずしもカード制によることなく、利子所得課税強化をはかるべきであるとの立場から、たとえば一般源泉徴収税率（二〇％）の引上げのほか、本人名義の確認や名寄せの厳格化を行うことでもかなりの実効を期待できるとしている。

なお筆者は、最初から総合課税を支持していたが、このためにカード制が万全ではなく、他の手段によっても預金の把握と正確な課税が可能であるという立場であり、カード制は、むしろ、総合課税ではなく少額貯蓄を対象とするものである点を批判していた。⁽²³⁾したがってカード制には固執するものではないが、カード制への否定が直接的に総合課税化への否定につながっていったことには問題があるとして、カード制放棄にも反対の立場をとったのであった。⁽²⁴⁾

三 少額貯蓄非課税制度をめぐる問題

以上のような経過をへることによって、利子・配当課税問題は、新しいステージを迎えることになった。すなわち、グリーン・カード制の延期（事実上の廃止）と総合課税化否定という現実に立って、新しい方向、ないしは部分的な手直しをいかにとるかという問題である。

税制調査会『中期答申』（昭和五八年十一月）は、「今後の利子・配当課税のあり方としては、総合課税を原則とし一部に源泉分離選択課税制度を残す現行の枠組みを維持しつつ、制度の合理化を図っていく」という立場を明らかにし、その立場からの新しい検討課題として、非課税貯蓄の問題をとり上げている。

非課税貯蓄制度は、前掲第一表にも示したように、次の種類が設けられている。

- ① 郵便貯金の非課税 預入限度三〇〇万円。
- ② 少額貯蓄非課税制度 非課税限度三〇〇万円（「マル優」）。
- ③ 少額公債非課税制度 非課税限度三〇〇万円（「マル特」）。
- ④ 財形貯蓄非課税制度 非課税限度五〇〇万円。

昭和五九年度になってから、新たに問題とされるようになったのは、右の非課税貯蓄の見直し論である。問題の契機となったのは、まず第一に、グリーン・カード制延期（廃止）への対応策である。つまり、長期にわたる不公平税制は正の終着としてのカード制がとり止めになることで、利子・配当課税に対して何らの対策も行われなかったという「汚名」をさけるため、対象を非課税貯蓄に切りかえたということである。第二には、税収の見地であり、二二六

兆円ともいわれる非課税貯蓄への課税によって、「財政再建」への役割りを期待するというものである。第三には、民間金融機関サイドから、郵貯との均衡からいっても、非課税貯蓄の負担が大きく、必ずしも望ましい制度でないとの考えが出されるようになったことである。

このようにして、非課税貯蓄の「見直し」がいわれるようになったが、それらの「見直し」論を整理すると、次のような内容になるとされた。⁽²⁶⁾

まず非課税制度を存続させる立場としては、①現行制度の手直しとして、例えば三年ごとにマル優申請書を出させる、②「非課税貯蓄カード」(マル優カード)による限度管理の強化、③「少額利子控除制度」に切りかえて、課税後還付を行うというものである。また、非課税制度を全廃させる立場からは、④郵貯を含めて全廃、⑤低率分離課税(例えば一〇%)を行う、⑥福祉・低所得者を対象としたものに限定する、などの案であった。

こうした案のうちで、全廃論が自民党内からも出される一方で、「マル優カード」導入や申告還付制の提案がありまたこれとの関連で非課税限度額を上げる(例えば各一〇〇万円)考え方も出されている。とくに郵貯の側からは、限度引上げが強く希望されていた。

ところで、この問題を考えるためには、それぞれの制度の成立事情を知る必要がある。つまり、同じく非課税制度といっても、その目的や性格が、かなり違っているからである。

少額貯蓄への非課税制度は、大正九年に始まるものとされている。この時の税制改正で郵便貯金、銀行貯蓄預金、産業組合貯金についての利子が非課税と明記された。そのご、郵貯は引きつづき非課税とされ、民間貯蓄については、国民貯蓄組合制度(昭和一六年)として非課税扱いとなり、さらに、昭和三八年からは現行の少額貯蓄非課税制

税制度の沿革

財形貯蓄非課税制度	郵便貯金非課税制度
昭和46年に、勤労者財産形成促進法が制定され、昭和47年以後に勤労者が給与から天引きにより事業主を通じて行う財形貯蓄の利子について、非課税限度額100万円までその利子等を非課税とする制度が創設された。	大正9年に、所得税法の改正により、郵便貯金の利子は非課税とされた。
	① 昭和47年に、住宅積立郵便貯金制度が創設された（預入限度50万円）。 ② 昭和50年に、財形郵便貯金制度が創設された（預入限度200万円）。
46年（47.1）（創設） 100万円 49年（48.12）100万円→500万円	40年（40.4） 50万円→100万円 46年（47.1） 100万円→150万円 48年（48.12） 150万円→300万円 その他①財形郵便貯金（財形貯蓄非課税制度の内枠） 52年（52.6） 200万円→450万円 ②住宅積立郵便貯金 50万円

度（マル優）となっている。さらに、昭和四三年には少額公債非課税制度（マル特）、四六年には財形貯蓄非課税制度がそれぞれ新設された（第七表参照）。

これらの制度は、一括して「貯蓄奨励の見地からの政策税制」とみなされているが、それぞれの目的にはやや異なるところがある。

まず、郵便貯金については、その創設の目的が「細民ニ貯蓄ヲ奨励シテコレヲ保護スル目的ヲモッテ設ケタルモノ」とされている²⁷⁾。これは、今日にも引きつがれ、郵便貯金法第一条では、「郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによ

第7表 利子非課

区 分	少額貯蓄非課税制度	少額公債非課税制度
創 設	<p>① 大正9年に、所得税法の改正により、銀行貯蓄預金等の利子は非課税とされた。</p> <p>② 昭和16年に、国民貯蓄組合制度が創設され、①の銀行貯蓄預金を含めて同組合のあつせんする預金等の利子は、一定の限度額（非課税限度）まで非課税とされた。</p>	<p>昭和43年に、昭和45年3月末までに発行される国債の利子について、少額貯蓄非課税制度の別枠で、非課税限度額50万円、発行後4回分の利子を非課税とする制度が創設された。</p>
その後の主な改正	<p>① 昭和38年に、国民貯蓄組合制度が廃止され、利子の非課税制度は、少額貯蓄非課税制度に改組された。1種類・1店舗・元本50万円。</p> <p>② 昭和42年に、多種類・多店舗制度に改められた。</p>	<p>① 昭和45年に、適用期限を延長し、対象国債の利子の全部を非課税とすることとされた。</p> <p>② 昭和52年に、その対象に公募地方債を加え、少額公債非課税制度に改称された。</p>
(参考) 最近の非課税限度額の引上げ状況	<p>40年(40.4)50万円→100万円</p> <p>46年(47.1)100万円→150万円</p> <p>49年(48.12)150万円→300万円</p>	<p>43年(43.4)(創設)50万円</p> <p>46年(47.1)50万円→100万円</p> <p>49年(48.12)100万円→300万円</p>

最近における利子・配当課税問題について

って、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする」とのべている。郵便貯金の究極的目的は、国家資金を確保して、投資の拡大をはかることではあったが、直接的には、国民の貯蓄思想を啓発し、貯蓄によって個人生活の安定をはかるところにねらいをもっていたといえよう。国民貯蓄組合の制度も、これに準ずるものとして、零細貯蓄の保護を目的にしていたといえよう。

しかし、昭和三〇〜四〇年代になって、郵貯の預入限度額と少額貯蓄非課税限度額が引続いて大幅に引上げられたのは(第四表参

第8表 所得階層別非課税貯蓄の機関別利用状況 (単位 %)

所得区分	郵便局	銀行	相互 相銀	信用 金庫	信用 組合	農協 漁協	先内 務社 預金	労 働 金	他 の
200万円未満	56.1	62.3	12.3	19.4	3.7	25.7	2.2	1.5	
200~300万円未満	60.5	72.3	14.0	22.6	3.4	20.3	9.9	4.7	
300~400万円未満	63.2	74.0	15.8	23.7	4.7	22.6	14.2	6.6	
400~500万円未満	63.3	78.4	19.5	28.0	6.2	26.0	16.7	8.7	
500~700万円未満	69.2	83.9	19.2	27.7	6.8	24.1	21.2	8.9	
700万円以上	69.1	86.9	25.9	35.3	8.4	23.6	18.6	5.8	
不明	58.2	68.0	13.1	25.5	5.9	22.2	8.5	2.0	
平均	63.2	75.7	17.1	25.6	5.3	23.4	13.8	6.2	

(資料) 貯蓄増強中央委員会『貯蓄に関する世論調査』による。

(注) 昭和58年6~7月。

照)、政策目的の重点が、投資拡大による経済発展のための貯蓄率上昇へと変化したことをあらわしている。この場合でも、郵貯とマル優とはいく分異なる性格をもっており、郵貯が国家資金(財投原資)の拡大を目的としたのに対して、マル優は、郵貯とのバランスや預金シェアの確保といった立場から、限度引上げを求めたといえよう。

これに対して、少額公債の非課税制度は、公債の個人消化を促進させるという目的で設けられたものである。「貯蓄奨励」の目的は直接には全くないといえる。また、財形貯蓄非課税制度は、住宅資産の拡充というのが目的であり、住宅政策の一環であり、住宅政策のための政策税制という性格をもっている。

したがって、貯蓄目的としての非課税制度を問題にするならば、郵貯とマル優とが対象であるべきで、マル特と財形とは別の政策税制として検討されるべきである。しかし、この点は一応留保して、非課税貯蓄制の問題点とされているところを検討しておこう。

まず第一の問題点としては、制度の目的が少額貯蓄の保護や低所得者対策となっているにもかかわらず、実際には、かなり高所得者によって利用されているのではないかと指摘されている。第八表にみら

第9表 1世帯当たり貯蓄保有状況の推移（全国勤労者世帯）

年 分	年間収入(A)	貯 蓄 額(B)	割合(B)／(A)
昭和34年	412千円	276千円	66.9%
35	448	297	66.3
36	547	397	72.5
37	579	365	63.1
38	624	507	81.3
39	715	561	78.4
40	798	659	82.6
41	868	712	82.0
42	971	778	80.1
43	1,064	874	82.1
44	1,227	1,095	89.2
45	1,402	1,262	90.0
46	1,585	1,419	89.6
47	1,788	1,730	96.8
48	2,100	1,935	92.2
49	2,571	2,252	87.6
50	2,986	2,636	88.3
51	3,328	3,151	94.7
52	3,654	3,636	95.4
53	3,874	3,722	96.1
54	4,134	4,023	97.3
55	4,493	4,734	105.4
56	4,795	5,512	115.0
57	5,024	5,911	117.7
58	5,261	6,108	116.1

最近における
利子・配当課税
問題について

一一一

（備考） 「貯蓄動向調査報告」（総理府）による。

れるように、所得が高いほど利用割合も高い結果が出ている。これは、高所得者になるほど貯蓄額も大きくなるということからくるものであろう。一世帯当り（勤労者世帯）の貯蓄額は、第九表のように約六〇〇万円であるのに対して、非課税枠は最大四一〇〇万円（四人世帯として）になるから、かなりの高所得者にも利用の余地をもっている。かりに、年間収入と貯蓄額とがほぼ一致しているとすると（第九表は平均値での一致を示している）、所得四〇〇万円でも非課税枠で貯蓄が可能ということになり、この場合利子所得だけで二五〇万円近くになる計算ができよう（年利約六％として）。こうした点からいって、非課税枠が「庶民」を対象にしているとすれば、明らかに過大であるといわざるをえない。本来の目的としての「庶民」の少額貯蓄に限定するならば、非課税枠を縮小することが必要となる。

いま一つの問題は、非課税制度が脱税の手段になっているということである。現在、非課税貯蓄の利用状況は第一〇表のようになっているとされているが、「マル優」の申告書類は二億一七二六万件、郵貯の口座数は三億四六七九万件となっている（このほか、「マル特」の五七一万口、七兆三七九五億円、財形の一二六一万件、五兆二四六九億円がある、五七年）。この数は人口数をはるかに上回っており、濫用の証明だとされる。しかし、一件当りの貯蓄額で見ると、マル優五八万円郵貯二二万円（マル特一三〇万円、財形四一万円）であるから、少額の貯蓄を分散させているだけで、総額で限定枠をこえているものは少いというべきである。また、昭和五九年の国税庁調査によると（貯蓄を除く全金融機関の一割を対象）、六七〇〇億円の不正預金があったとされている。これをベースに推計すると、全金融機関では約七兆円となるとみなされている（なお、五六年分の調査では約三兆円、五七年分の調査では約五兆円であり、年毎に拡大している）。

不正の形態としては、借名二五％、仮名二二％、家族分散一八％、限度オーバー七％などとなっている。ただ、仮

第10表 少額貯蓄非課税制度対象貯蓄（金融機関分）及び郵便貯金の残高の推移

年	少額貯蓄（銀行その他の金融機関扱い分）				郵便貯金				計	
	非課税貯蓄申告数	対前年比	貯蓄額	対前年比	口座・証書数	対前年比	残高	対前年比	貯蓄高	対前年比
昭和45年	6,544	118.9	13	123.8	18,468	105.9	6	123.8	20	123.8
50	12,498	113.7	42	136.1	21,354	89.7	19	126.4	62	132.9
55	17,593	107.7	91	111.1	31,694	102.3	52	115.4	143	112.7
56	18,857	107.2	103	113.1	28,891	91.2	62	119.3	165	115.3
57	20,162	106.9	115	111.3	31,800	110.1	70	112.3	184	111.7
58	21,726	107.8	126	110.1	34,679	109.1	78	112.3	204	110.9

最近における利子・配当課税問題について

- (備考) 1 各年3月末現在による。
 2 少額貯蓄（銀行その他の金融機関扱い分）は、大蔵省調による。
 3 郵便貯金は、「郵政統計年報」（郵政省）による。

名預金全体では口数で五六%、金額で六七%が課税分であるから、非課税預金での不正が必ずしも多いということはない（以上は五七年調査にもとづく）。不正預金七兆円といっても、非課税貯蓄は全体で二二六兆円とされており（第一一表）、これに対しては三・一%と、きわめて低い割合である。郵貯についても大口の不正が時に摘発されているが、これを加えても、預金全体にとつてはきわめて小さい比率ではある。

さらに次の問題としては、この制度が元本を基準にしていることに疑問が出されている。つまり、所得税はあくまでも所得が課税対象となるべきであるにもかかわらず、たんに元本額で限度設定がなされており、受取利子の大小は問題とされない。これは所得税制として不相当であり、金利選好の強まる時期には不公平ともなるとされる。したがって、たとえば一旦利子を源泉徴収したのちに、利子所得額を基準にして（あるいは総合課税として）還付する方式が望ましいとされる。

第11表 非課税貯蓄残高（58年3月末）

（単位 兆円、％）

区 分	残 高	構成比
総 額	226	100.0
マ ル 優	133	58.8
銀行その他の金融機関扱 い分	126	56.0
証 券 会 社 扱 い 分	6	2.8
特 別 マ ル 優	9	3.8
財形貯蓄（郵便貯金を 除く）	6	2.8
郵 便 貯 金	78	34.6

（備考）大蔵省資料による

- （注）1 少額貯蓄、少額公債、財形貯蓄は大蔵省および日本証券業協会調べ、郵便貯金は郵政省調べによる。
- 2 少額貯蓄の銀行その他の金融機関扱い分、財形貯蓄、郵便貯金は58年3月末現在、少額貯蓄の証券会社扱い分、少額公債は58年6月末現在。
- 3 郵便貯金は、旧外地貯金、戦災貯金等を除いたもの。郵便貯金には財形貯蓄を含む。

る。こうした点が、制度上不公平であり、官業の民業への圧迫であるとの批判すら出される。Gカード制も、その発端に「郵貯戦争」があったわけだが、この場合もまた郵貯がらみの展開であった。民間金融機関の側からは、非課税貯蓄による預金獲得のメリットも薄れてきたうえ、本人確認等の事務量も多く、必ずしも営業上の有利性が大きくないとしながらも、郵貯が存続する以上この制度を止めれば、預金が郵貯に流れ込む心配がある。民間金融機関にとつては、郵貯の存在をはなれて、貯蓄課税を論じられないわけである。

こうした論議を背景に、税制調査会（政府）では、「利子配当特別部会」を設けて検討を行い、その結果を「中間報告」として発表した（昭和五十九年九月一日、税調総会に提出）。

このほか、所得税制全体として、とくに利子所得への優遇が過大であるとの指摘もある。しかし、最も問題となっているのは、郵貯の存在である。「マル優」の場合は、限度三〇〇万円で非課税申込書が必要であり、限度をこえる課税貯蓄には源泉徴収義務があるため税務当局による立入調査も行われる。これに対して郵貯は預入限度が三〇〇万円であり、郵貯が非課税であるため、税務調査も限られたものに止つてい

この「中間報告」では、まず、利子・配当所得に対する考え方として、①利子・配当課税と貯蓄のマクロ水準には相関関係がないが、金融資産の選択には影響を与える、②利子配当所得にはとくに重課・軽課すべき担税力の差はない、③費用対効果といった課税技術上の問題が重要である、という点をあげている。そして、課税方式としては「総合課税の原則を維持しながら源泉分離選択制度を並置する」とし、「実質的な公平」を重視する立場を示している。そのうえで、非課税貯蓄制度については、その是非をめぐっていくつかの評価を紹介し、限度管理や濫用に問題があることを指摘したうえで、「今後のあり方」として次のような考え方を列挙している。

- ① 現行制度の枠組みの中で手続の改善（例えば電算機利用による限度管理の効率化）を図る。
- ② 非課税貯蓄の本人確認・限度管理を目的としたカード制度の導入。
- ③ 適用対象者を低所得者や社会的弱者に限定する。
- ④ 現行の元本管理方式（一定の元本に着目しその利子に支払段階で措置する方式）から受取利子管理方式（支払段階で源泉徴収したのち、一定額の年間受取利子に着目して措置する方式）に改組する。
- ⑤ 貯蓄者を単位とする現行制度を世帯を単位とする仕組みに改める。
- ⑥ 低率課税を導入する。
- ⑦ 非課税貯蓄を全廃する。

こうした考え方は、すでに各方面からも出され、検討されていたものであるが、「中間報告」は、その内容については全くコメントをつけず、列挙するに止まっている。また、右のそれぞれの考え方も単独というより、組み合わせとして考えられるものであるが、どのような組み合わせにするかも示されていない。

第12表 非課税貯蓄制度改革案と評価

改革案	制度概要	評価					
		預金者		金融機関、会社	国税当局		
		手続が煩雑かどうか(申告還付等)	他の資産へのシフトの可能性	事務コストの大小	税収確保	事務コストの大小	公平不正利用の防止
現行制度の改善合理化	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度は存続するが、限度額管理等を厳格にする 分離課税の税率引上げ 	△	×(分離課税分が流出のおそれ)	×	△	△	△
非課税貯蓄カード(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度を存続し、非課税貯蓄の限度額管理のためカードを活用 分離課税の税率引上げ 	△	×(分離課税分がキャピタルゲインへ逃げるおそれ)	△	△	△	○
少額利子控除制度(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> 対象によって源泉徴収税率を40%、20%、0%に区分 40%適用者は、それで納税完了(実質40%の分離課税) 本人確認に必ず20%源泉徴収し、総合課税で精算 福祉対象者は、必要書を提示すれば源泉徴収しない 	×(他にない主婦、子供も申告が必要などがきわめて煩雑)	×(源泉徴収率はいは、手続をシフトする可能性がある)	×(還付手続に係る事務コスト大)	? (資金が起これば税収増はない)	×(還付手続に係る事務コスト大)	○
対象者の限定	<ul style="list-style-type: none"> 福祉対象者、低所得者のみに非課税制度を適用 	×(申告時の手続が面倒)	×(非課税分が流出のおそれ)	×(申告時の本人確認等が面倒)	○	△	○
マル優郵貯等に対する低率課税	<ul style="list-style-type: none"> 5%とか10%の低率で課税 	△	×(非課税分が流出のおそれ)	△	○(?)	△	△
非課税貯蓄の全廃	<ul style="list-style-type: none"> マル優廃止、郵貯への課税 	△	×	△	○(?)	△	?

(注) 評価欄の○は現制度より改善, △は現行制度並み, ×は現行制度より悪化を示す。

(備考) 『金融財政事情』59.6.11号による。

従来、各種の改革案について行われた評価を一覧表にすると、第一二表のようにまとめることができる。これを参考にしながら、さきの諸案をみてみると、必ずしも決定的な案は見当らないといつてよからう。

限度管理を嚴重にするというのは、①及び②になるが、いわゆる「費用」の面では、預金者、金融機関にそれぞれ負担となる。この負担はそれほど重いとはいえないが、心理的な面も無視できないし、それが郵貯へのシフトを強めるといふ懸念も生じ、郵貯との不均衡という問題を生ぜしめることになる。

③の少額利子控除制度も、いくつかの方法に分かれるが(第一二表)、手続きの繁雑さはまぬがれがたい。しかし、制度のあり方からいうと、この方式が最もスッキリしたものといえよう。基本的には、金融機関が源泉徴収票を出し、これによって確定申告(ないし年末調整)をすることになる。この場合も、郵貯シフトが金融機関からは問題とされることにならう。

⑥ないし⑦は、制度の廃止を前提にするものであるが、従来、長期にわたって社会的に定着した制度を、一挙に廃止することは困難であろう。また、③及び⑤は、これらの改革案との組み合わせで可能なものであろう。

こうした改革案と検討内容をみてみると、次のような問題点を指摘することが出来る。

まず、制度の存続か廃止かというのが考え方としては分れるところである。廃止論の根拠としては、①貯蓄奨励という目的が失われ、②税の不公平が大きい、ということがあげられる。廃止は考え方としてのスジは通っているが、国民に広くなじんできた歴史からいっても実現の条件が乏しい。かりに廃止としても、福祉の立場からの例外(低所得者、母子世帯、高齢者)が不可欠であり、これがかえって複雑さを残すことになる。また郵貯への対応も問題となる。

次に、存続とした場合、現行制度の「手直し」をどうするかが問題となろう。この場合に重要なことは、それぞれ制度のもつ目的のちがいである。とくに、少額国債の非課税（マル特）については、その目的が国債の個人消化の促進におかれており、貯蓄そのものとの関連は薄い。国債の個人消化もかなり進んでおり、金利選好として保有されるようになってきていることからいって、不必要な制度というべきである。また、財形は住宅は住宅政策を目的としており、これも他の政策手段（税制、融資など）との整合性をもって検討されるべき問題である。⁽²⁸⁾

いずれにしても、「中間報告」は、諸案を列挙したに止まり、その内容の検討や結論を出すことを留保している。ここから強く印象づけられることは、結局、非課税貯蓄についても大筋において「現状維持」として、利子・配当課税問題に結着をつけようとするものであろうということである。このことは、昭和五〇年代において、税制上の最大ともいえる課題であった利子・配当課税問題への幕引きであり、不公平税制是正についても、未解決のまま終結を宣言するものにほかならない。⁽²⁹⁾

- (1) 税制調査会『昭和四五年度の税制改正に関する答申』（昭和四五年一月）
- (2) 同右。
- (3)、(4) 税制調査会『昭和五〇年度の税制改正に関する答申』（昭和四九年二月）
- (4) 税制調査会『一般消費税特別部会報告』（昭和五三年九月）
- (5) この問題については、和田八束・鶴川多加志『郵便貯金と資金運用部』（立教経済学研究）第三五卷第四号）参照。
- (6) 筆者は基本的にこの立場に立つものであった。拙稿「利子所得総合課税化と少額貯蓄非課税制度の問題点」（「税理」一九八〇年一二月号）を参照。
- (7) 税制調査会『昭和五五年度の税制改正に関する答申』（昭和五四年二月）
- (8) グリーン・カード制への反論は、自民党内部、金融機関サイドなどから多く出されたが、まとまったものとしては、春日

一幸（民社党顧問）氏の論文『百害一利のグリーン・カード制の即時廃止を訴える』（昭和五七年二月）、『一利あるとしても百害を伴うグリーン・カード制の廃止について重ねて訴える』（昭和五七年三月）がある。なお、これに対する論評として拙稿『グリーン・カード制見直し論と検討』（『税経通信』、昭和五七年六月）及び拙著『日本の税金』（日本評論社、昭和五八年）を参照。

- (9) 税制調査会『今後の税制のあり方についての答申』（昭和五八年一月）
- (10) (11) (12) (13) 同右。
- (11) この見解は野口悠起雄氏によって主張されている。たとえば野口『利子・配当課税強化に反対する』（『税経通信』、一九八四年五月号）。また、同様の指摘は J. A. Kay & M. A. King "The British Tax System" (Oxford Univ. Press 1980) pp. 77~78 に行われている。
- (12) 野口前掲論文の設例によった。
- (13) 野口前掲論文。
- (14) J. A. Kay & M. A. King, *ibid.*
- (15) 貝塚啓明『所得税への懐疑論』（『ESP』一九八三年六月号）、なお、この論点に関して、石弘光『課税の公平と課税ベースの選択』（『季刊現代経済』第五九号）が参考になる。
- (16) このほか、貝塚啓明『水平的公平重視の税制を』（『経済セミナー』一九八四年一月号）でも同様の見解が示されている。
- (17) なお、全国民付番（一億二六〇〇万円）のケースでは、開発費用一〇〇億円、運転費用二〇〇〜三五〇（初年度六五〇〜一五〇〇）億円とされた。
- (18) (19) (20) (21) 石弘光『利子課税制度見直しへの提言』（『金融財政事情』昭和五九年六月二日号）
- (22) 佐藤進『利子課税制度はいかにあるべきか』（『金融財政事情』昭和五八年一月一七日号）
- (23) 拙稿『利子所得総合課税制度と少額貯蓄非課税制度の問題点』（『税理』昭和五五年二月号）。
- (24) 拙著『日本の税金』（日本評論社、一九八四年）
- (25) 税制調査会『中期答申』（昭和五八年一月）
- (26) 大蔵省、税制調査会提出資料による。

最近における利子・配当課税問題について

(27) 郵便貯金は明治八年に創業。

(28) こうした問題の検討は、拙稿『非課税貯蓄制度をめぐる問題点』（「税務弘報」昭和五九年八月号）を参照。さらに、税調「中間答申」の検討については拙稿『利子・配当課税問題の結末』（「税務弘報」昭和五九年十一月号）を参照。

(29) そのご大蔵省では、「マル優」改正案として、①限度管理の強化と②低率分離課税の二案にしぼって検討を求めてきた。その最終結着は、自民党税制調査会が①案を、政府税制調査会が②案を支持する答申を出し、①案に落ちつく形となった。しかし、限度管理の実効性は疑わしく、全くふり出しに戻されたことに他ならない（追記）。

付記 本稿は、さきに本誌（第三七巻第一号、一九八三年六月）に発表した『租税特別措置の「整理・合理化」過程』の統篇の一部をなすものである。しかし、前稿とは切りはなして、独立論文の形で発表することにし、残された部分については、別の機会にとりまとめることにした。したがって、前稿末尾には（未完）と記して、続稿の目次も示しておいたが、これを改めて、後日に全体の統一をはかりたいと思っている。

（一九八四年一月）